

# 知的財産教育における反転授業の取組とその学習効果の検討 - 著作権に関わる学習成果の比較 -

阿濱志保里\*1・木村友久\*2  
Email: s.ahama@yamaguchi-u.ac.jp

\*1: 山口大学 大学研究推進機構 知的財産センター

\*2: 山口大学 国際総合科学部

◎Key Words 知的財産教育, 反転授業, 学習効果

## 1. はじめに

知的財産推進計画において、知的財産人材の育成の重要性が指摘され、様々な施策に基づく実践がおこなわれている<sup>(1)</sup>。学校教育では、知的財産を扱う専門的な人材育成をはじめ、大学や高等専門学校、高等学校及び小中学校においても教科を横断した形で、それぞれの学習段階や発達段階に沿った知的財産教育の教育実践が行われている<sup>(2)(3)</sup>。更なる知的財産教育の充実のためには、体系的な学習カリキュラムの開発や学習環境の構築が求められる。そこで、本研究では知的財産教育における知識の定着を目指し、ビデオ教材を用いて反転授業の取組を行い、その学習効果について検証を行った。

## 2. 講義概要

### 2.1 講義の目的と概要

本研究における授業では、受講者が知的財産の全体概要を理解するとともに、レポートや論文作成時に必要とする知的財産の知識など、身近な事例をテーマに概念の理解や初歩的な知的財産対応力の形成を図ることを目的とした。知的財産に関する分野である著作権、特許権、意匠権及び商標権において法的な内容と実践的な内容を重視して学習内容を検討し、1)知的財産の全体像を理解すること、2)レポートや論文作成時に必要とする知的財産の知識など、身近な事例をテーマに初歩的な知的財産対応能力を形成すること、さらに、3)社会活動における知的財産の価値を実感することを目的として構築した。

## 2.2 学習モデル

知的財産は、土地や机・椅子のように形がある財産（有体物）とは異なり、同時に別の場所で使用することも可能であり直接的支配が難しい無体物（アイデア等の情報）として私たちの生活の身近かな存在である。これまで体系的な知的財産について学ぶ機会が少ない学習者にとって、習得には困難であると思われる。そこで、学習目的に叶う学習内容を体系的に配置するために、ビデオ教材に加え、学習プリントや事前事後課題などのオリジナル教材を組み合わせた教材を開発した。本取組での初年次教育における学習モデルを図1に示す。

## 3. 反転授業の取組

### 3.1 導入の背景

全学必修化の1年目を終了時、学習者の授業に関するコメントから、「法律的な内容が多く、理解に時間がかかる」、「法律の内容について時間をかけて欲しい」などの声が多く聞かれた。また、教授者の自己評価からも「学習者の理解度への差が大きい」ことへの不安や、「どの程度理解しているか不安である」などが指摘された。知的財産に関する内容は法律の解釈を重視した側面もあるため、これまで法律と関わる機会の少ない学生にとっては、法律への関わりに時間を要する傾向が見られた。このことから、知的財産に関する学習内容は学習者の状況に応じて、法律の解釈などを繰り返し学習できる学習環境やわからなかったことを反復的に学習できる学習環境を構築することが重要であると

考えた。そこで、学習者の学習を支援する観点から、学習内容の特に知識に関わる内容をビデオ教材等のコンテンツを制作し、授業の事前学習及び授業後の確認に利用できるように学習環境の構築を行った。

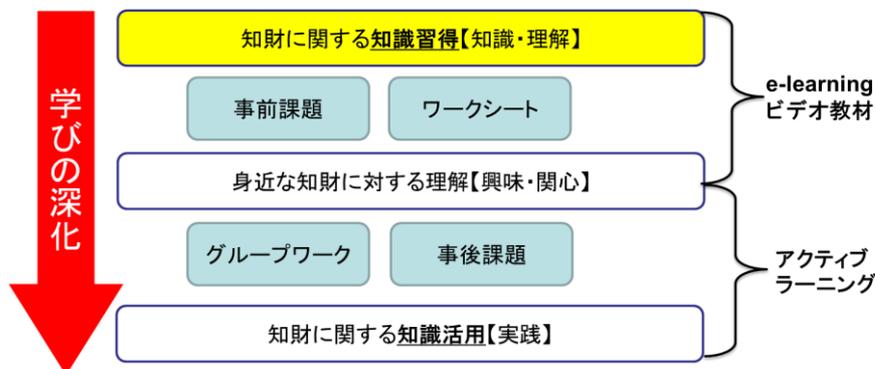


図1. 初年次教育における知的財産教育の学習モデル

### 3.2 反転授業

山口大学の知的財産教育では反転授業<sup>(4)</sup>を2014年度から Moodle を活用して導入し、教材の開発及び学習環境の構築を行った<sup>(5)</sup>。また、この授業では予習時に習得した知識をもとに、知識の活用を行うために判例などを用いて知識の構築を目指した。知識の構築にはアクティブラーニングの考え方を取り入れた<sup>(6)</sup>。

### 3.3 開発した教材

事前に知識の習得を効果的に行うために、ビデオ教材開発を行った。また、ビデオ教材に連動した形で予習時の課題、授業後の課題等の開発を行った。事前の学習で得られた知識をもとに、反転授業を取り入れたアクティブラーニング型の学習の様子を図2に示す。



図2. 授業の様子

## 4. 学習効果

知的財産に関する学習内容をもとに、学修者の知的財産に関する知識の定着について評価を行った。分析対象は学部生を対象とした授業のうち、反転授業を取り入れていない2013年後期(2013年10月~12月)の授業及び反転授業を取り入れた2015年前期(2015年4月~6月)を対象とした。上記2つの授業を実験群及び統制群とし、知識習得を確認するために実施した試験結果について、比較検討を行った。この講義では、著作物の著作権の判断や著作権法に定義される権利及び著作権法と研究者倫理との関係について研究倫理の観点より著作権法の立場について授業スライドや学習プリントを用いて解説を行った。比較を行ったのは定期試験のうち、著作権に関する設問を「著作権法の概要」、「著作権法の支分権」、及び「他人の著作物の利用」3つのカテゴリーに分け、それぞれの得点状況をもとに比較を行った。3つのカテゴリーは、著作権法の法目的を正しく理解すること目的とし、「著作権法の概要」、著作物の権利の細分化を正しく理解し、著作物に発生する「著作権の権利(支分権)」について、また、3つのカテゴリーでは、「他人の著作物の利用」とし、著作物を利用する際に正しい知識のもとに個別権利制限やその規定を対象とした。これらの3つのカテゴリーに対して、反転授業を取り入れない授業と反転授業を取り入れた授業との正答割合について比較を行った。結果を表1(a)~(c)に示す。

表1(a) 「著作権法の概要」の正答割合

	開講時期	設問数	正答割合
実験群	2013 年後期	6	0.85
統制群	2015 年前期	6	0.87

表1(b) 「著作物の権利(支分権)」の正答割合

	開講時期	設問数	正答割合
実験群	2013 年後期	15	0.75
統制群	2015 年前期	13	0.84

表1(c) 「他人の著作物の利用」の正答割合

	開講時期	設問数	正答割合
実験群	2013 年後期	5	0.55
統制群	2015 年前期	5	0.61

比較の結果、3つのカテゴリーにおいて、反転授業を取り入れた授業ほうが取り入れていない授業よりも正答の割合が高い傾向が見られた。これらの結果より、反転授業を取り入れることで、学習時間を確保することができることにより知識の定着が効果的であることが示唆された。また、「3. 他人の著作物の利用」においては、2013年度と2015年度の間に5%水準で有意差が見られた。このことから、他人の著作物に関する項目については、より効果的な学習方法であったことがわかった。

## 5. まとめ

本稿では、大学における知的財産に関する学習内容について、反転授業の手法を取り入れ、実験群と統制群に分け、知識習得の状況の把握を試みた。その結果、著作権法に関する内容では、実験群として反転授業を取り入れない授業と、統制群として反転授業を取り入れた授業とで著作権制度に関する内容について知識習得の比較を行った。その結果、学習時間や学習者のニーズに対応できる学習環境を提供することができた。

今後は、知識習得について質的量的な観点から解明することが必要である。

## 参考文献

- (1) 内閣府：知的財産推進計画(2014)。
- (2) 日本知財学会知財教育分科会：“知財教育の現状と今後の動向”，パテント，Vol.64，No.14，pp.8-18(2011)。
- (3) 日本知財学会知財教育分科会編集委員会：“知財教育の実践と理論”，白桃書房(2013)。
- (4) ジョナサン・バークマン，アーロン・サムズ，山内祐平他：“反転授業”，オデッセイコミュニケーションズ(2014)。
- (5) 阿濱志保里他：“大学における知的財産知識の定着を目指した Moodle を活用した反転授業の実践”，コンピュータ利用教育学会研究報告集，Vol.6，pp.46-49(2015)。
- (6) 溝上慎一：“アクティブ・ラーニング導入の実践的課題”，名古屋高等教育研究 第7号，pp.269-287(2007)。